

大分県報

令和五年
十二月二十二日
号外（二四）

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程等の一部改正……………一
大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部改正……………六

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第十一号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正）

第一条 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第二号中「（平成十四年大分県条例第一号）」を削る。

第十五条の七第二号中「第一号」を「前号」に改める。

第十五条の九第一項中「同項」を「同条」に改める。

第十七条の二第四号中「第十五条の三に規定する」を「企業局長の定めるこれに準ずる」に改める。

第十八条中「伝染病防疫作業手当」を「防疫等作業手当」に改める。

第二十五条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百を」を「百分の百五を」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百を」を「百分の百五」に、「百分の五十七

・五を」を「百分の六十」に改める。
第二十六条第二項第一号中「百分の百」を「百分の百五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。
第三十一条第一号中「（昭和四十二年法律第二百一十一号）」を削る。
附則第三項及び第二十三項中「（昭和二十八年大分県条例第五十二号）」を削る。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	208,600	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600	411,500	461,300
	2	163,700	210,300	243,100	274,000	298,400	326,300	369,200	413,900	464,400
	3	164,900	212,000	244,500	275,500	300,400	328,500	371,600	416,400	467,400
	4	166,000	213,500	245,900	277,100	302,300	330,500	374,000	418,900	470,400
	5	167,100	215,000	247,100	278,600	304,100	332,500	375,900	420,800	473,400
	6	168,200	216,800	248,700	280,300	305,900	334,500	378,400	422,900	476,400
	7	169,300	218,600	250,200	282,100	307,500	336,400	380,700	425,000	479,400
	8	170,400	220,300	251,700	283,900	309,100	338,300	383,200	427,200	482,500
	9	171,400	221,800	252,800	285,700	310,700	340,200	385,700	429,100	485,300
	10	172,800	223,300	254,200	287,600	312,900	342,200	388,300	431,200	488,400
	11	174,100	224,800	255,700	289,400	315,100	344,200	390,900	433,300	491,400
	12	175,400	226,300	257,000	291,200	317,100	346,200	393,500	435,200	494,500
	13	176,600	227,500	258,300	293,000	319,200	348,000	395,800	436,900	497,200
	14	178,100	228,900	259,500	294,600	321,200	350,000	398,100	438,700	499,500
	15	179,600	230,300	260,700	296,000	323,100	352,000	400,300	440,600	501,800
	16	181,200	231,700	261,900	297,400	325,000	353,900	402,600	442,500	504,100
	17	182,300	233,100	263,100	298,900	326,900	355,600	404,400	444,300	506,100
	18	183,700	234,700	264,400	300,900	328,900	357,600	406,300	446,100	507,500
	19	185,200	236,200	265,700	302,900	330,800	359,400	408,200	447,900	509,000
	20	186,600	237,600	267,000	304,700	332,700	361,300	410,000	449,600	510,400
	21	187,900	238,800	268,400	306,400	334,400	363,200	411,800	451,500	511,600
	22	190,200	240,400	269,900	308,300	336,400	365,100	413,600	453,000	513,000
	23	192,400	241,900	271,500	310,200	338,400	367,000	415,400	454,400	514,500
	24	194,600	243,300	273,000	312,000	340,300	368,900	417,200	455,900	516,000
	25	196,800	244,300	274,600	313,700	341,700	370,800	418,900	457,300	517,100
	26	198,500	245,800	276,300	315,700	343,600	372,700	420,400	458,600	518,300
	27	200,000	247,100	277,900	317,800	345,500	374,600	421,900	459,900	519,500
	28	201,500	248,300	279,500	319,700	347,400	376,500	423,400	461,100	520,700
	29	203,000	249,400	281,100	321,400	349,000	378,000	424,900	462,100	521,700
	30	204,400	250,400	282,600	323,400	350,900	379,800	426,200	462,800	522,600
	31	205,800	251,400	284,100	325,400	352,800	381,600	427,500	463,600	523,500
	32	207,200	252,300	285,700	327,400	354,600	383,200	428,700	464,300	524,400
	33	208,600	253,200	286,800	328,600	356,400	385,000	429,900	465,000	525,200
	34	209,900	254,100	288,400	330,600	358,200	386,400	431,200	465,800	526,100
	35	211,200	254,900	289,900	332,500	359,900	387,800	432,500	466,500	526,800
	36	212,500	255,700	291,400	334,500	361,600	389,200	433,700	467,100	527,300
	37	213,800	256,400	292,800	336,400	363,000	390,600	434,900	467,600	528,000
	38	215,000	257,500	294,400	338,300	364,300	391,800	435,700	468,200	528,600
	39	216,200	258,700	296,000	340,200	365,600	393,000	436,500	468,800	529,400
	40	217,400	259,800	297,600	342,100	367,000	394,000	437,300	469,400	530,000

令和五年十二月二十二日

大分県報号外（企業局管理規程）

二

	41	218,500	261,000	299,100	343,900	368,100	395,100	437,900	469,900	530,500
	42	219,600	262,200	300,700	345,800	369,000	396,300	438,600	470,400	
	43	220,600	263,300	302,200	347,600	370,000	397,400	439,300	470,800	
	44	221,600	264,400	303,700	349,400	371,100	398,500	440,000	471,100	
	45	222,500	265,500	305,300	350,900	371,900	399,200	440,800	471,400	
	46	223,400	266,600	306,900	352,400	372,800	399,900	441,600		
	47	224,300	267,700	308,500	353,800	373,700	400,600	442,000		
	48	225,200	268,700	310,000	355,300	374,500	401,300	442,700		
	49	226,100	269,700	310,900	356,800	375,300	401,900	443,200		
	50	227,000	270,700	312,400	357,600	376,100	402,500	443,600		
	51	227,900	271,700	313,900	358,600	376,900	403,000	444,000		
	52	228,800	272,600	315,500	359,600	377,600	403,400	444,400		
	53	229,600	273,500	317,100	360,500	378,300	403,800	444,800		
	54	230,500	274,400	318,800	361,600	379,000	404,100	445,200		
	55	231,400	275,300	320,300	362,500	379,700	404,400	445,600		
	56	232,200	276,200	321,800	363,500	380,400	404,700	445,900		
	57	232,500	277,100	323,200	364,400	380,900	405,000	446,200		
	58	233,300	278,000	324,400	365,100	381,500	405,300	446,600		
	59	234,000	278,900	325,500	365,800	382,100	405,600	446,900		
	60	234,600	279,800	326,600	366,400	382,800	405,900	447,200		
	61	235,200	280,800	327,300	366,800	383,200	406,200	447,500		
	62	235,900	281,800	328,200	367,400	383,900	406,500			
	63	236,500	282,700	329,000	368,100	384,600	406,800			
	64	237,000	283,600	329,800	368,800	385,200	407,100			
	65	237,500	284,100	330,600	369,100	385,600	407,400			
	66	238,000	284,900	331,000	369,800	386,200	407,700			
	67	238,500	285,600	331,600	370,500	386,800	408,000			
	68	239,100	286,500	332,300	371,100	387,400	408,300			
	69	239,600	287,500	333,100	371,400	387,800	408,500			
	70	240,100	288,300	333,800	372,000	388,300	408,800			
	71	240,600	289,100	334,500	372,700	388,800	409,100			
	72	241,100	289,900	335,100	373,300	389,400	409,300			
	73	241,600	290,600	335,600	373,600	389,700	409,500			
	74	242,100	291,100	336,200	374,200	390,100	409,800			
	75	242,500	291,500	336,700	374,900	390,500	410,100			
	76	243,000	291,900	337,300	375,500	390,900	410,300			
	77	243,500	292,100	337,600	375,900	391,200	410,500			
	78	244,000	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800			
	79	244,500	292,600	338,500	377,000	391,800	411,100			
	80	245,000	292,900	338,900	377,500	392,000	411,300			
	81	245,400	293,100	339,300	378,000	392,200	411,500			
	82	245,900	293,300	339,800	378,600	392,500	411,800			
	83	246,300	293,600	340,300	379,100	392,800	412,100			
	84	246,700	293,800	340,800	379,400	393,000	412,300			
	85	247,100	294,100	341,100	379,800	393,200	412,500			
	86	247,500	294,400	341,500	380,300	393,500				
	87	247,900	294,700	342,000	380,700	393,800				
	88	248,300	295,000	342,400	381,100	394,000				

	89	248,700	295,300	342,700	381,500	394,200				
	90	249,200	295,700	343,100	382,000	394,500				
	91	249,500	296,000	343,600	382,400	394,800				
	92	249,800	296,400	344,000	382,800	395,000				
	93	250,100	296,600	344,200	383,100	395,200				
	94		296,800	344,600	383,600	395,500				
	95		297,100	345,100	384,000	395,800				
	96		297,500	345,500	384,400	396,000				
	97		297,700	345,700	384,800	396,200				
	98		298,000	346,100	385,300					
	99		298,400	346,500	385,700					
	100		298,800	346,800	386,100					
	101		299,000	347,100	386,400					
	102		299,300	347,500						
	103		299,700	347,900						
	104		300,000	348,300						
	105		300,200	348,800						
	106		300,500	349,200						
	107		300,900	349,600						
	108		301,200	350,000						
	109		301,400	350,500						
	110		301,800	350,900						
	111		302,200	351,300						
	112		302,500	351,600						
	113		302,700	352,100						
	114		302,900							
	115		303,200							
	116		303,600							
	117		303,800							
	118		304,000							
	119		304,300							
	120		304,600							
	121		305,000							
	122		305,200							
	123		305,500							
	124		305,800							
	125		306,100							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100	392,400	443,700

別表第四中

22
23
24
25
25
25
26
26
26
26
27
27
27
28
を
21
22
22
23
23
24
24
25
25
26

26
27
27

に、

30
30
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
を
29

30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

に、

38
39
40
41
41
42
42
43

43
44
44
45
45
46
46
47
48
48
49
49
49
50
50
51
51
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54

54
55
55
55
55
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
を
37
38
38
39
39

40
40
41
42
43
44
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53

53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
に、
56

56
56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59
を
55
55
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
57
に、
56

32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35
を
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32

に改める。

別表第六中「二千四百円」を「二千五百円」に、「四千四百円」を「四千五百円」に、「六千九百円」を「七千円」に、「九千六百円」を「九千七百円」に、「一万三千円」を「一万三千百円」に、「一万六千三百円」を「一万六千四百円」に、「一万九千九百円」

を「二万円」に、「二万三千元」を「二万三千元」に、「二万五千九百円」を「二万六千元」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百円」に、「三万八百元」を「三万九千元」に、「三万三千八百円」を「三万三千九百円」に、「三万六千九百円」を「三万七千元」に、「四万四五百円」を「四万六百円」に、「四万四千五百円」を「四万四千七百円」に、「四万八千五百円」を「四万八千七百円」に、「五万五千五百円」を「五万七千七百円」に、「五万四千五百円」を「五万四千七百円」に改める。

第二条

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十」を「百分の六十八・七五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第二十六条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十八・七五」に、「百分の六十」を「百分の五十八・七五」に改める。

第三条

大分県企業局に勤務する職員の特殊勤務手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「条例」という。」を削る。

第八条の見出し及び同条第一項中「伝染病防疫作業手当」を「防疫等作業手当」に改め、同項第一号中「伝染病」を「感染症」に、「伝染病患者」を「感染症の患者」に、「伝染病の」を「感染症の」に、「伝染病菌」を「感染症の病原体」に改める。

第九条第一項中「伝染病防疫作業手当」を「防疫等作業手当」に改める。

附則第二項の見出し及び同項から附則第四項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公示の日から施行する。ただし、第一条の規定（大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）別表第六の改正規定に限る。）は令和六年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第一及び別表第四の規定は令和五年四月一日から、改正後の給与規程第二十五条第二項及び第三項並びに第二十六条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 令和五年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずるものとして企業局長が定める職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、企業局長が定める職員の改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給は、別に定めるところによる。

（施行日から令和六年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補足）

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

大分県企業局管理規程第十二号

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年大分県企業局管理規程第

二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第六条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の大分県企業局会計年度任用職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。